

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
20220422	有限会社ワーク運輸(法人番号(1240002048938)代表者森脇義光)	広島県安芸郡熊野町初神1丁目1-2	本社	広島県安芸郡熊野町初神1丁目1-2	輸送施設の使用停止(30日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第17条第1項第1号、同項第2号及び同条第4項	令和3年7月1日及び同年8月12日、死亡事故を端緒として監査を実施。6件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)(2)整備管理者の研修未受講(安全規則第3条の4)(3)点呼の記録義務違反(安全規則第7条第5項)(4)点呼の記録事項義務違反(安全規則第7条第5項)(5)運転者台帳の記載事項義務違反(安全規則第9条の5第1項)(6)運転者に対する指導監督の記録事項義務違反(安全規則第10条第1項)	3	3